

お詫びと訂正

「改訂九版 実例耐用年数総覧」（平成 29 年 4 月刊行）において誤りがありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

- 1 432 から 433 頁の表中、「200%定率法」の償却率について、マーカー部分の数値が誤っています。
 また、「250%定率法」のソフトウェア部分に数値が記入されていますが、ソフトウェアの償却方法に定率法は認められていませんので、「200%定率法」や「旧定率法」の欄のように「-」又は斜線をひくのが正しい記載となります。

	種類	耐用年数	旧償却率		定額法	250%定率法			200%定率法		
			旧定額法	旧定率法		償却率	改訂償却率	保証率	償却率	改訂償却率	保証率
別表 5	構築物	18	0.055	0.120	0.056	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884
	機械及び装置	5	0.200	0.369	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
別表 6	建物及び建物附属設備	5	0.200	0.369	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
	構築物	5	0.200	0.369	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
		7	0.142	0.280	0.143	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680
	工具	4	0.250	0.438	0.250	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
	器具及び備品	4	0.250	0.438	0.250	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
	機械及び装置	7	0.142	0.280	0.143	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680
		4	0.250	0.438	0.250	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
ソフトウェア	3	0.333	-	0.334	-			-			

2 同じく 432 から 433 頁の表中、次のとおり修正すべき事項があります。

① 別表第六の「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の「2-24-1～2-24-3」とあるのは、「2-10-1～2-10-3」。

(平 20 年課法 2-14「二十八」により、通達番号が改正されています)

② 「令 48①一口 48 の 2①一、二」とあるのは、「令 48①一口、48 の 2①ロ」。

また、別表第六の建物及び建物附属設備の旧定率法の箇所に「(注) 1」を記載していますが、平成 28 年 4 月 1 日以後取得分の建物附属設備や構築物の記載があり、200%定率法等の箇所にも「(注) 1」を付す必要が生じたりしますので、表中に厳密に「(注)」を付すとしますと、少し複雑になってしまうこともあり、表中の「(注) 1」の標記は削除して下さい。

【追録】

「《改訂第 9 版》実例耐用年数総覧」において、以下の追加情報がありますので、ご注意ください。

167 頁 下から 7 行目、「このように航空法上～」から次頁最後まで、無人航空機の取扱いにおいて、以下の通り、差し替えることといたします。

一方、航空法では「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の政令で定める機器をいう（航空法第 2 条第 1 項）と定義しており、この定義は改正前の航空法の規定と異なるものではありません。このように航空法では、航空機と無人航空機はそれぞれ別個のものとして定義されており、耐用年数表制定時から一の「種類」として航空機が特掲されていることから、耐用年数表の「航空機」は、航空法に規定する航空機と解するのが相当と考えます。したがって、無人航空機は、航空機に含まれず、耐用年数適用上いずれの種類に該当するかは、その使用の実態に応じて、車両及び運搬具、器具及び備品又は機械及び装置としての耐用年数を適用することとなります。ご質問のドローンは書類運搬用として、別表第一の「車両及び運搬具」の「前掲のもの以外のもの」の「その他のもの」の「自走能力を有するもの」の 7 年を適用することとなります。